

平成 29 年度 第 4 回瑞穂市障害者計画等策定委員会 会議録

日時：平成 30 年 1 月 16 日（火）

午前 10 時 00 分 から

場所：瑞穂市総合センター 5 階
第 4 会議室

1 開会

事務局 本日はお忙しい中、ご参集いただき、ありがとうございます。

（資料の確認）

（議事録作成のための録音の承認）

（会議の成立について報告）

定刻となりましたので、平成 29 年度第 4 回瑞穂市障害者計画策定委員会を開催させていただきます。

2 あいさつ

《会長あいさつ》

《福祉部長あいさつ》

事務局 それでは議事に入らせていただきます。これからの議事進行は瑞穂市附属機関設置条例第 7 条第 3 項に従い、会長に議長をお願いします。

会長 議事進行にご協力をお願いいたします。

それではまず傍聴者の申し出はありますか。

事務局 今回、傍聴希望者が 1 名ございます。

会長 傍聴を許可します。

（傍聴者入室）

事務局 （会議録の作成方法について説明と承認）

（第 3 回の会議録について説明）

3 議事

（1）（仮称）瑞穂市障がい者総合支援プラン（案）について

事務局 （第 3 回で委員よりご質問いただいた件について回答）

第 2 期岐阜県障がい者総合支援プランの中での「障がいのある方」、「障がい者（児）」というように「〇〇のある方」と「者（児）」の使い分けについては、厳

密な使い分けのきまりは無いとのこと。それぞれの文脈に合わせてということでした。また、圏域ごとのサービス見込量については、市町村ごとのサービス見込量を積み上げた値とのこと。

また、県プランとの関係、位置づけが分かりにくいとのご意見をいただきました件については、市のプランの関連計画の図の中に県プランを記載させていただきました。

(資料1、資料2について説明)

会長 ありがとうございます。項目ごとに進めていきますので、その都度ご意見等をいただきたいと思います。「第1章 計画策定にあたって」につきまして、いかがでしょうか。

A委員 2ページの「2 法令等改正の動き」に、(3) 障害者自立支援法の施行と改正と(6) 障害者総合支援法の改正と施行があり、別々のもののように感じられませんが、このような記載でよろしいですか。

それから、バリアフリー新法というものがありますが、この改正はありませんか。

事務局 障害者自立支援法が改正されて障害者総合支援法へという一連の流れとして、(3)の内容を(6)の障害者総合支援法の中に盛り込んで掲載いたします。

会長 バリアフリー新法についてはいかがですか。

事務局 バリアフリー新法とは、平成18年施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と解しますが、この法律は、平成18年から大きな改正はされていないということです。

B委員 障害者自立支援法と障害者総合支援法の関係ですが、自立支援法の制度の課題がありました。障がい者支援と言いながら、結局、負担が大きくなってしまいました。最後には最高裁に上告され、勝訴しました。自立支援法はよろしくないという結論がでたということです。民主党政権に変わり、民主党が1から作り直すという宣言をし、総選挙で勝利しましたが、実践できませんでした。結局、もとの自立支援法を部分改正のような形で、名称だけ変え、総合支援法というになったという経緯があります。私ども障がい者政策に関わる者としては、抜本的に変えてくれるんだという期待感がありましたが、何か中途半端な改定で終わったという状況です。基本的に骨子としては、自立支援法と変わっていないということです。

会長 (3)と(6)は、合わせて一つで記載をするということで、お願いします。

7ページの図の中で、「瑞穂市障がい者総合支援プラン」というように、「害」の字が漢字表記になっていますが、統一しなくてよろしいですか。

事務局 ひらがな表記に修正します。

会長 よろしくをお願いします。

(仮称) 瑞穂市障がい者総合支援プラン(案)ということですが、このタイトルについて、ご意見はありませんか。

では、第2章「瑞穂市の現状」に移ります。ご意見等があればお願いします。

C委員 13ページの特別支援学校の就学状況ですが、高等部も掲載してほしいと思います。

事務局 高等部についても確認して、平成29年5月1日ということで、掲載します。

また、9、10、11ページの現状について、人口の状況も24年度から28年度までの掲載になりますので、手帳所持者の推移や難病患者の状況も、同様に24年度から28年度までの5年分掲載したいと思います。

A委員 13ページの(7)障がいのある人の就労状況について、「法令等改正の動き」の4ページ(9)障害者雇用促進法の改正と施行の3行目に「平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました」とありますが、精神障がいのある人を加えるだけでなく、法定雇用率自体も変わるのですね。

事務局 はい、変わります。

A委員 毎年のように変わるので、法定雇用率の変化についても触れておいたほうがよいと思います。

事務局 77ページに、障がい者の雇用率について記載しています。「従業員45.5人以上の民間企業などにおける法定雇用率は、平成30年4月から精神に障がいのある人も対象に加えられ、民間企業で2.0%から2.2%に、地方公共団体で2.3%から2.5%にそれぞれ引き上げられます。今後、状況を見極めたうえで、さらなる率の引き上げが予定されている」と記載しています。

会長 77ページに記載がありますので、(7)については現状ということで、このような表記でよいかと思います。

他にご意見等はございませんか。

第4期の障害福祉計画の実績については、お気づきの点があれば、お願いします。

C委員 12ページの障がい者の就学状況の表に幼稚園の状況しか挙がっていませんが、実際には保育所にも進む場合がありますので、保育所の状況も載せてほしいと思います。

事務局 保育所の状況も掲載いたします。

D委員 17ページの障がい児支援の利用状況に、療育センターがありませんが、児童発達支援のところに入っているのでしょうか。療育センターという名称を記載するとよいと思いますが、いかがですか。難しい部分だと思いますが。

会長 療育センターの利用状況を入れるということですか。

D委員 どこまで入れるのかということです。今は、幼児期から早期に発見し、早期に

療育体制をつくろうと瑞穂市も取り組んでいます。現在、瑞穂市、本巣市、北方町合わせて 300 人ほどの子どもが通っています。その子どもたちが、成長していくと、支援学級や就労という課題がでてくるということで、早期に発見されたけれども、その後どのようになるのか考えると、それに基づく資源が大事だと浮かんできます。どのようなものが求められるのかは、子どもの状態によっても違いますが、資源が増えることは受け皿が増えることにはなると思います。早期発見された子どもが切れ目のない支援を受けられるように、18 歳までの学童期以降の支援を考えるとときには、障がいの重い子どもにも軽い子どもにも追跡が必要で、丁寧みていく必要があると思います。

会長 12 ページの（6）と（7）の間に、項目を入れて、「療育センターの利用状況」を入れればわかりやすいと思います。

事務局 療育センターの利用者数を掲載いたします。

会長 アンケートに関してはご意見等はございませんか。

では、36 ページの「第 3 章 計画の考え方」に移ります。ご意見、ご質問をお願いします。

A 委員 38 ページの施策の体系の「療育・保育・教育」の分野に、①から③までが挙がっていますが、49 ページでは④として「施設のバリアフリー化」があります。④が抜けているのではないですか。

会長 ご指摘の点ですが、47 ページの共生社会の基盤づくりの（1）療育・保育・教育ですが、49 ページ④に「施設のバリアフリー化」があります。コメントは、まちづくりのところです。

会長 いかがですか。

事務局 第 2 回策定委員会において計画の体系を提示させていただいたときに、基本目標 1、2、3 とありまして、3 のまちづくりの中にバリアフリー化を分類しています。49 ページの④バリアフリー化の内容は、後段のまちづくりのほうに一体化して入れたいと思いますが、よろしいですか。

会長 この項目自体も、まちづくりのバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進の中心に入れていただくということで、よろしいですか。

事務局 体系については触らず、内容を移動するという形です。

A 委員 文面は施設用の文面ですね。

会長 49 ページは施設のバリアフリー化ですね。

A 委員 それを、まちのバリアフリーにもってくると、文章を変えなければいけなくなると思います。

会長 56 ページの「バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」に、「公共の施設、公共の建物等」とありますので、これを一体化するというのでしょうか。

E 委員 もし入れるのであれば、バリアフリー化の内容を入れていただけるとよいと思

います。

事務局 49 ページ④「障がいのある児童、ともに学べる環境づくり」という文章を、56 ページに入れ、事業の内容も、こちらに入れるという形を考えています。

学校施設も含めた公共施設およびまちづくり等ということでまとめ、代表して「バリアフリー化」という表現をしたいと思いますが、よろしいですか。

会長 よろしくお願ひします。他にご意見等はございませんか。

では、47 ページの「2 共生社会の基盤づくり」に進みます。ご意見等はございませんか。54 ページ③障がい者スポーツ活動の推進は、②の間違いですね。55 ページの「3 すべての人にやさしいまちづくり」に進みます。ご意見等はございませんか。

A委員 56 ページのバリアフリー化のところで、公共建築物のバリアフリー化を行うということですが、新しい施設をつくる際に聴覚障がい者用のヒアリンググループ等を設置していただくと、58 ページの「障がいを理由とする差別の解消」につながるのではないかと思います。社会的障壁、合理的配慮についても含めて、バリアフリー化を推進してほしいと思います。

事務局 事業名として掲載できるかどうかわかりませんが、56 ページからの文章の中に記載を追加し、表現できればと思います。

会長 聴覚障がいに関わらず、視覚障がいについてもバリアフリー化をお願いしたいと思います。

他にご意見等はございませんか。

C委員 バリアフリーの災害のところに、ヘルプマークが記載されておらず、58 ページの差別解消のところに「障がい者に関するマーク」のところに書いてあります。まちづくりのところにもヘルプマークに関する記載をいれてほしいと思います。

会長 確かに、記載していただくとわかりやすいと思います。

E委員 57 ページの「避難行動要支援者の実施把握」について、行政から実態調査をしています。プライバシーに十分配慮しながら進めていくということですが、自治会長、民生委員は、要支援認定者のリストをどの程度もらえるのか知りたいと思います。ここでは、その団体で受け付け、十分な配慮をしながら把握に努めてもらうという抽象的なことしか書いてありませんが、いかがですか。

事務局 避難行動要支援者の実態把握については、昨年、対象者の方に、平常時の地域の支援者への情報提供について同意するか同意しないかお尋ねする書類を郵送いたしました。対象者は 5,600 名ほどで、約 6 割の回答がありました。その 6 割の内の 9 割は「同意する」という回答をいただいています。その内容については、ご本人が事細かく記載していただいている方もおられますし、親戚が遠方にしかおらず、近隣にはいないという方で、緊急通報先が空欄になっている方もおられます。

現在、システムへのデータ入力を終え、取りまとめを行っている段階です。氏名は記載されていても、同意するか否かのチェックが漏れている方が意外に多く、どちらなのか確認する必要がありますので、再度郵送で確認する準備をしているところです。その後、支援者に情報を提供し、個別計画を策定していくというスケジュールになっています。個別計画の策定の段取りについては、自治会長や民生委員の皆様にご依頼することになると思います。

会長 よろしいでしょうか。

ヘルプマークについてはどのようにしますか。防災の項目に入れたほうがよいのか、「防犯・防災知識の普及」に入れたほうがよいのでしょうか。

事務局 57 ページの「防犯・防災知識の普及」の中にヘルプマークの記載を追加します。

会長 他にご意見等はございませんか。では、「第5章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に進みます。ご意見等はございませんか。

C委員 施設数については載せないのでしょうか。

事務局 福祉計画と障害児福祉計画については、サービスの見込み量を記載するというところで、施設の数については、数値として挙げにくいと思います。

会長 では、80 ページの「第6章 計画の推進」に進みます。

パブリックコメントについては、資料編も載せますか。

事務局 資料編については、省略させていただきます。82 ページまでの段階で、本日もご意見をいただいた点を修正、加筆し、第4回委員会終了時点での案として、提示させていただきます。

会長 最終的には名称を「瑞穂市障がい者総合支援プラン」とするということですね。よろしいですか。

では、議題（2）に進みます。

（2）今後のスケジュール（パブリックコメント等）について

事務局 （資料3について説明）

会長 ご意見、ご質問等はございませんか。

会長 以上で議事を終了します。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

4 閉会

事務局 長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。以上で平成29年度第4回瑞穂市障害者計画策定委員会を閉会させていただきます。